

Weekly Report

第476号

平成30年10月15日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

法人の黒字申告割合は34.2%

◆申告所得金額は8年連続で増加し過去最高

国税庁が公表した「平成29事務年度 法人税等の申告事績」によると、29年度における法人税の申告件数は289万6千件で、その申告所得金額は過去最高となる70兆7677億円（前年度比11.5%増）と8年連続で増加し、申告税額は12兆4730億円（同11.0%増）でした。

また、申告を行った法人のうち99万件（同4.1%増）が黒字申告となり、黒字申告の割合は34.2%（同1.0ポイント増）と7年連続の上昇となりました。黒字申告1件当たりの所得金額は7150万円（同7.1%増）となっています。

一方、6割超を占める赤字法人の申告欠損金額は13兆7101億円（同15.1%増）で、1件あたりの欠損金額は719万円（同15.3%増）と、増加しています。

◆欠損金の「繰越控除」と「繰戻還付」

欠損金が生じた場合に適用できる制度として、欠損金を繰り越して翌年度以降に生じた所得金

額から控除する「繰越控除」と、前年度に所得があり法人税を納付していた場合に、欠損金を前年度に繰り戻すことで法人税の還付を受ける「繰戻還付」があります。ただし、繰戻還付の適用は資本金1億円以下の中小法人等に限られます。

なお、「繰越控除」における欠損金の繰越期間は9年でしたが、30年4月以後に開始する事業年度で生じた欠損金から10年になります。また、中小法人等以外については控除額に制限がありますが、30年4月以後の開始事業年度から所得金額の50%が控除限度額となります。

年末調整で保険料控除に必要な控除証明書

給与所得者が年末調整で保険料控除を受けるために必要となる控除証明書が送られてくる時期となりましたので、大切に保管しておきます。

◎生命保険料や地震保険料を支払った方……契約している保険会社から届く保険料控除証明書。なお、メール等で交付を受けた電子的控除証明書等は、国税庁HPで「QRコード付控除証明書等」を作成し印刷することで年末調整での提出が可能。

◎国民年金保険料を支払った方……年金事務所から届く社会保険料（国民年金保険料）控除証明書。

◎iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金を支払った方……「個人払込」の加入者に国民年金基金連合会から届く小規模企業共済等掛金払込証明書。

消費税率引き上げによる家計負担は

安倍首相は本日の臨時閣議で、消費税10%への引き上げを来年10月に予定通り実施する方針を表明するとともに、対策を指示する見通しです。

増税による消費の落ち込みなどが懸念されていますが、日銀の試算では、10%への引き上げによる一般家計の直接的な負担増は5.6兆円ですが、飲食料品などに対する軽減税率の導入や教育無償化などで、負担は2.2兆円に軽減されると算出しており、前回の8%への引き上げ時における負担増（8兆円）と比べて1/4程度になるとしています。